

## いじめ・体罰等対策方針（抜粋）

### ○「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ○「覚知」の定義

「覚知」とは、教職員のいじめに対しての 日常の気づき(いじめが疑われる些細なものであっても広く拾い上げる)や児童生徒本人や保護者等から、いじめがあつていふという意思表示があつたもの(アンケート結果、本人・保護者等からの申し出など)について、いじめが疑われると学校が察知した状態をさし、その数を覚知件数とする。

### ○いじめ事案への対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに校内対策委員会を開催し、全職員の共通理解のもと、組織的な対応をすることで被害生徒を守る。また、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

#### (1) いじめ発生時の対応

##### ① いじめの覚知

通報、アンケートや相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直ちに校内対策委員会を開催し、聞き取り等を行い、事案の対応を行うとともに、速やかに教育委員会に第1報を行う。

##### ② いじめの認知

いじめの定義に従い、いじめを認知した場合は、校内対策委員会で調査方法、被害・加害生徒・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、外部委員を加えた拡大対策委員会を開催する。

また、認知後1週間を目途に教育委員会にいじめ第2報を行う。

なお、認知したいじめが既に終息したものであれば、学年主任や担任等により被害・加害生徒への指導等を行い、管理職にその内容を報告する。

#### (2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに連携して事案に対応する。

(3) 対応のフロー図

